

中野市工事成績評定要領

中野市工事成績評定要領（平成 17 年 4 月 1 日施行）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この要領は、市が行う請負契約による建設工事の成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、公正かつ的確な評定を行い、もって建設工事の品質確保と建設企業の技術力向上に資することを目的とする。

（評定の範囲）

第 2 条 評定の範囲は、1 件の請負金額が 500 万円以上の建設工事とする。

（評定者）

第 3 条 工事の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) しゅん工検査職員（中野市財務規則（平成 17 年中野市規則第 42 号。以下「規則」という。）第 130 条第 1 項の規定により、しゅん工検査を行った職員をいう。以下同じ。）
- (2) 中間検査職員（規則第 130 条第 1 項第 2 号及び第 3 号により、中間検査を行った職員をいう。以下同じ。）
- (3) 主管課長（(4)及び(5)の所属する課等の長をいう。以下同じ。）
- (4) 工事担当係長（規則第 129 条に規定する監督職員（以下「監督職員」という。）の係長をいう。以下同じ。）

(5) 監督職員

（評定の方法）

第 4 条 評定者は、工事ごとに監督又は検査により確認した事項に基づき、独立して公正かつ公平に評定するものとする。

2 評定は、工事成績評定表（様式第 1 号。以下「評定表」という。）によるものとする。

（工事評定点）

第 5 条 工事評定点は、評定表の法令遵守等の考査項目の点数を除き、評定者ごとの評定点に次に掲げる配分率を乗じて求めた点数の合計点数とし、四捨五入により整数として表示する。ただし、中間検査を行わなかった場合のしゅん工検査職員の配分率は 0.4 とする。

評定者	しゅん工検査職員	中間検査職員	主管課長	工事担当係長及び監督職員
配分率	0.2	0.2	0.2	0.4

2 評定における項目別評定点は、評定表の細目別評定点採点表のとおりとする。

3 前項の規定による評定点から評定表の法令遵守等の考査項目の点数を減じた点数を評定点合計とする。

（工事成績の判定）

第 6 条 工事成績の判定は、第 5 条の規定による評定点合計をもって、次の基準により判定するものとする。

判定		工事成績評定点
優良	A	80 点以上
良好	B	75 点以上 80 点未満
普通	C	65 点以上 75 点未満
やや不良	D	60 点以上 65 点未満
不良	E	60 点未満

(評定の時期及び評定者)

第7条 しゅん工検査時の評定は、対象工事がしゅん工検査に合格後、速やかに実施するものとする。

2 中間検査職員による評定は、中間検査を行った都度、速やかに実施するものとする。

3 評定の順序及び評定者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第1次評定 監督職員
- (2) 第2次評定 工事担当係長
- (3) 第3次評定 主管課長
- (4) 第4次評定 しゅん工検査職員

(評定結果の措置)

第8条 評定点合計が60点未満であった工事は、中野市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止規程（平成17年中野市訓令第28号）別表に規定する不良工事とみなし、同規程の規定に基づき措置するものとする。

(評定表の提出等)

第9条 主管課長は、評定表を取りまとめ、評価を完了した翌日の8日までに、総務部財政課に提出するものとする。

2 財政課長は、前項の評定表を取りまとめ、中野市優良建設工事表彰実施要綱第4条に規定する優良建設工事審査委員会に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第10条 市長は、評定が完了した場合は、遅滞なく当該工事の受注者に対して、工事成績評定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(評定の修正)

第11条 市長は、第10条の規定により通知した後、瑕疵かしが判明した場合その他の事由により評定を修正する必要があると認められる場合は、各評定者に評定を修正させなければならない。

2 市長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、評定の結果を工事成績評定通知書により通知するものとする。

3 市長は、前項による通知を行う場合は、中野市における建設工事等に係る業者選定に関する規程（平成17年中野市訓令第27号）に規定する中野市建設工事等業者選定委員会（以下「委員会」という。）に意見を求めることができるものとする。

(説明請求等)

第12条 第10条又は第11条第2項の規定による通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(中野市の休日を定める条例(平成17年中野市条例第2号)第1条第1項各号に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)以内に、市長に対し、書面により評定の内容について説明を求めることができる。

2 市長は、前項による説明を求められたときは、評定表を審議の上、書面を受理した日の翌日から起算して10日(休日を除く。)以内に工事成績評定に係る説明書(様式第3号)により回答するものとする。

3 市長は、前項による回答を行う場合は、委員会に意見を求めることができるものとする。

4 前項の規定により、委員会に意見を求める場合は、第2項の規定にかかわらず、書面を受理した日の翌日から起算して15日(休日を除く。)以内に回答するものとする。

(再説明請求等)

第13条 第12条第2項の工事成績評定にかかる回答を受けた者は、回答を受けた日の翌日から起算して10日(休日を除く。)以内に、市長に対し、書面により再説明を求めることができる。

2 市長は、前項による再説明を求められたときは、工事成績評定に係る再説明書(様式第4号)により回答するものとする。

3 市長は、前項による回答を行う場合は、委員会の審査を経なければならない。

(評定結果の公表)

第14条 第10条により評定結果を通知したときは、総務部財政課の所定の閲覧場所において工事成績評定通知書の写しを遅滞なく公表するものとする。

2 前項の公表期間は、公表した日の翌日から起算して1年を経過する日までとする。

3 第1項の規定は、第11条の規定により評定を修正した場合並びに第12条及び第13条の規定により回答した場合について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の中野市工事成績評定要領の規定は、この要領の施行の日以後に締結する契約に係る建設工事の評定について適用し、施行の日前に締結した契約に係る建設工事の評定については、なお従前の例による。

工 事 成 績 評 定 表

課等名																																									
工事名	工事箇所																	工期(最終)	年 月 日 から				年 月 日																		
請負者	代表者:																							契約金額(最終)																	
しゅん工年月日	年 月 日					しゅん工検査年月日	年 月 日					中間検査年月日1	年 月 日					中間検査年月日1	年 月 日																						
評定者	①-1 監督職員					①-2 工事担当係長					② 主管課長					③ 中間検査職員					④ しゅん工検査職員																				
	氏名					氏名					氏名					氏名					氏名																				
考查項目	細別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e									
1 施工体制	I 施工体制一般						+1.0	+0.5	0	-5.0	-10.0																														
	II 配置技術者						+3.0	+1.5	0	-5.0	-10.0																														
2 施工状況	I 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0													+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.0	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.0									
	II 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0						+2.0	+1.0		0	-5.0	-10.0																								
	III 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0						+3.0	+1.5		0	-5.0	-10.0																								
	IV 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																																			
3 出来形及び 出来ばえ	I 出来形						+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0									
	II 品質						+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0	+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0									
	III 出来ばえ																		+5.0		+2.5		0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0										
4 工事特性	I 施工条件等への対応	点(+20.0~0)																																							
5 創意工夫	I 創意工夫	点(+7.0~0)																																							
6 社会性等	I 地域への貢献等											+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0																									
評定者別加減点合計(1+2+3+4+5+6)		点					点					点					点					点																			
評定者別評定点(65点±加減点合計)		①					点					②					点					③					点					④					点				
評定点計 (評定者別評定点に配分率を乗じた点数の合計)		中間検査なし ①×0.4+②×0.2+④×0.4= 点(※四捨五入して整数)																																							
		中間検査あり ①×0.4+②×0.2+③×0.2+④×0.2= 点(※四捨五入して整数)※中間検査が2回以上の場合は平均値																																							
7 法令遵守等	点(20.0~0)																																								
評定点合計	評定点計-法令遵守等 点																																								
所 見																																									
	印					印					印					印					印																				

- ※1 各考查項目ごとの採点は考查項目別運用表及び細目別評定点採点表によるものとし、しゅん工(中間)検査職員の評価に先立ち、監督職員、工事担当係長、主管課長が評価を行う。
- ※2 「4 工事特性」は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。
- ※3 「5 創意工夫」は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
- ※4 「4 工事特性」・「5 創意工夫」・「6 社会性等」は、加点のみの評価とする。また、「7 法令遵守等」は減点評価のみとする。
- ※5 評定点計は四捨五入により整数とする。
- ※6 評定点合計は、評定点計から「7 法令遵守等」の点数を減じたものとする。
- ※7 所見は必ず記入する。

細目別評定点採点表

工事名								
考查項目	細別	①-1 監督職員	①-2 工事担当係長	② 主管課長	③ 中間検査職員	④ しゅん工検査職員	細目別評定点	得点割合
1 施工体制	I 施工体制一般		$(1.0) \times 0.4 + 2.9$ =3.3点				(2.9点) 3.3点	3.3%
	II 配置技術者		$(3.0) \times 0.4 + 2.9$ =4.1点				(2.9点) 4.1点	4.1%
2 施工状況	I 施工管理	$(4.0) \times 0.4 + 2.9$ =4.5点			$(5.0) \times 0.4 + 6.5$ =8.5点	$(5.0) \times 0.4 + 6.5$ =8.5点	(9.4点) 13.0点	13.0%
	II 工程管理	$(4.0) \times 0.4 + 2.9$ =4.5点		$(2.0) \times 0.2 + 3.2$ =3.6点			(6.1点) 8.1点	8.1%
	III 安全対策	$(5.0) \times 0.4 + 2.9$ =4.9点		$(3.0) \times 0.2 + 3.3$ =3.9点			(6.2点) 8.8点	8.8%
	IV 対外関係	$(2.0) \times 0.4 + 2.9$ =3.7点					(2.9点) 3.7点	3.7%
3 出来形及び 出来ばえ	I 出来形		$(4.0) \times 0.4 + 2.8$ =4.4点		$(10.0) \times 0.4 + 6.5$ =10.5点	$(10.0) \times 0.4 + 6.5$ =10.5点	(9.3点) 14.9点	14.9%
	II 品質		$(5.0) \times 0.4 + 2.9$ =4.9点		$(15.0) \times 0.4 + 6.5$ =12.5点	$(15.0) \times 0.4 + 6.5$ =12.5点	(9.4点) 17.4点	17.4%
	III 出来ばえ				$(5.0) \times 0.4 + 6.5$ =8.5点	$(5.0) \times 0.4 + 6.5$ =8.5点	(6.5点) 8.5点	8.5%
4 工事特性	I 施工条件等への対応			$(20.0) \times 0.2 + 3.3$ =7.3点			(3.3点) 7.3点	7.3%
5 創意工夫	I 創意工夫		$(7.0) \times 0.4 + 2.9$ =5.7点				(2.9点) 5.7点	5.7%
6 社会性等	I 地域への貢献等			$(10.0) \times 0.2 + 3.2$ =5.2点			(3.2点) 5.2点	5.2%
7 法令遵守等			$(0.0) \times 1.0$ =0.0点					0.0%
							(65点) 100点	

※1 中間検査があった場合 ①+②+③×0.5+④×0.5=細目別評定点(中間検査が2回以上ある場合は③を平均する)

※2 中間検査がなかった場合 ①+②+④=細目別評定点

※3 得点割合は、細目別評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

様式第2号（第10条 関係）

年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称 様

中野市長



工事成績評定通知書

貴社が受注した下記工事について、中野市工事成績評定要綱に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定内容に疑問がある場合には、年 月 日までに書面により市長に対して説明を求めることができます。

また、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 工事名 年度 工事
- 2 工事場所
- 3 工期 年 月 日～ 年 月 日
- 4 しゅん工年月日 年 月 日
- 5 しゅん工検査年月日 年 月 日
- 6 評定点 点 項目別評定点は裏面の別表評点内訳表のとおり
- (6 修正評定点 点 修正後の項目別評定点は裏面の別表評点内訳表のとおり)
- 7 問合せ先及び送付先

別表

評 定 点 内 訳 表

考查項目	細別	評定点／満点
1. 施工体制一般	I. 施工体制	
	II. 配置技術者	
2. 施工状況	I. 施工管理	
	II. 工程管理	
	III. 安全対策	
	IV. 対外関係	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	
	II. 品質	
	III. 出来ばえ	
4. 工事特性（加点のみ）	施工条件等への対応	
5. 創意工夫（加点のみ）	創意工夫	
6. 社会性等（加点のみ）	地域への貢献等	
7. 法令遵守等（減点のみ）		
評定点合計		／100 点

※評定点合計欄において小数点以下四捨五入し、整数としています。

様式第3号（第12条関係）

年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

様

中野市長



工事成績評定に係る説明書

年 月 日付けで貴社から説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、年 月 日までに書面により、市長に対して再説明を請求することができます。

また、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1 工事名

2 工事場所

3 疑問に対する回答

4 問合せ先及び送付先

様式第4号（第13条関係）

年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

様

中野市長



工事成績評定に係る再説明書

年 月 日付で貴社から再説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1 工事名

2 工事場所

3 疑問に対する回答

4 問合せ先及び送付先